

## 会社を退職したときは 年金の切り替え手続きが必要

## 年金ニニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者または第3号被保険者への切り替え手続きが必要となります。第1号被保険者は役場窓口、第3号被保険者は、配偶者が勤務している事業所でお早目に手続きをお願いします。

なお、手続きはマイナポータルを利用した電子申請でも行うことができます。

電子申請は24時間365日可能で、申請結果についてもスマートフォン等で確認することができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構のホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

マイナポータルの利用者登録

<https://myna.go.jp>



## 令和4年度 財政健全化判断比率・資金不足比率

町では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度「健全化判断比率」および「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告しています。健全化判断比率の「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標と「資金不足比率」をお知らせします。

なお、健全化判断比率のうち、実質公債費比率の数値が18%以上になると、公債費負担適正化計画の策定義務と地方債の発行が許可制となります。また、津別町と同規模の自治体の場合、早期健全化基準が25%以上は、財政健全化計画の策定が必要となります。財政再生基準が35%以上では、財政再生計画の策定が義務づけられるほか、地方債の発行も制限されます。

### 健全化判断比率の状況

健全化判断比率	基準		
	津別町	早期健全化	財政再生
実質赤字比率	-	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-	20.00	35.00
実質公債費比率	6.3	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

### 資金不足比率の状況

資金不足比率	経営健全化基準	
	津別町	基準
簡易水道事業特別会計	-	20.00
下水道事業特別会計	-	20.00

※算定結果が黒字になるため、「-」と表示されています。

津別町の令和4年度決算における健全化判断比率および資金不足比率は、いずれも基準を下回っています。町としてもより一層の健全化に向けた財政運営に取り組みを進めます。

●用語の解説  
**実質赤字比率**：町の一般会計の赤字の程度を指標化したもの  
**連結実質赤字比率**：町のすべての会計の黒字や赤字を合計し、町全体の会計の赤字の程度を指標化したもの  
**実質公債費比率**：町のその年の借金返済額もしくは借入金残高や特別会計等の借入金残高に対する今後の一般会計の負担見込額などを合計して、将来負担する可能性のある額の大きさを指標化したもの  
**将来負担比率**：一般会計の借金残高や特別会計等の借入金残高に対する今後の一般会計の負担見込額などを合計して、将来負担する可能性のある額の大きさを指標化したもの  
**資金不足比率**：公営企業（簡易水道事業等）の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化したもの

## 津別消防署からのお知らせ

# 歳末火災防止特別警戒運動

特別警戒運動期間	12月22日(金)から31日(日)まで
消防団員警戒巡視	12月26日(火)から28日(木) 〈午後7時から9時〉
サイレン吹鳴	12月26日(火)から30日(土) 〈午後7時に20秒間〉

## 住宅火災予防のポイント

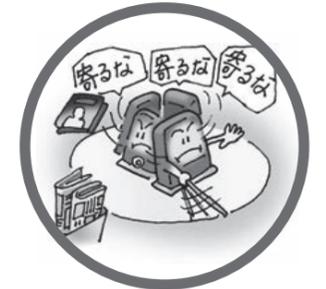
●コンロ使用中はその場を離れない



●寝タバコは絶対にしない・させない



●ストーブの近くに燃える物を置かない



●家の近くに燃えやすい物を置かない



●電源プラグ・コードで発火の恐れがある間違った使い方



今一度、火の元の確認をお願いします！

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189 【火事・救急は119番】